

表題部所有者の登記のお知らせ

下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 15 条第 1 項の規定による登記を下記 5 及び 6 のとおり行う予定ですので、お知らせします。

令和 7 年 1 月 20 日 広島法務局可部出張所 登記官 杉原治人

記

1 手続番号

第 2409-2025-0018 号

2 表題部所有者不明土地に係る所在事項

広島市安佐北区安佐町大字飯室字中竹坂乙 2212 番

3 地目

宅地

4 地積

59.50 m<sup>2</sup>

5 抹消する登記事項

表題部所有者不明土地の登記記録の表題部の所有者欄に記録されている事項

6 登記すべき事項

表題部所有者として登記すべき者がない

(令和元年法律第 15 号第 14 条第 1 項第 4 号イ)